



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和5年8月

【お盆休みにつきまして】

晩夏の候、顧問先様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、誠に勝手ながら **8月11日（金）から8月16日（水曜日）**まで休業させていただきます。給与計算の日程等、ご迷惑をおかけいたしますが、弊所担当職員と協議頂き、事前の調整を頂けますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

R6 / 4 / 1 ~労働基準法施行規則の改正について ~有期契約労働者編~

令和5年3月30日、「無期転換ルールおよび労働契約関係の明確化」、「裁量労働制の見直し」に関する労働基準法施行規則の改正が発出されました。施行日は令和6年4月となります。今月号では、このうち、**無期転換ルールおよび労働契約関係の明確化**について、取り上げます。特に、無期転換ルールや労働契約関係の明確化については、労働者に対する労働条件の明示に関する部分であり、怠った場合、単に法違反になるだけでなく、労使間で争いになる可能性もあります。

○労働条件明示事項の追加

①就業場所・業務の変更の範囲（対象：すべての労働者）

- ➔すべての労働契約の締結と有期契約の更新タイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所および業務の「変更の範囲」についても明示が必要。
- ➔現行の労規則5条1項1号の3「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」に追記されます。そのため、こちらは労働条件明示の際に書面の交付が必要となる項目となりますので、注意が必要です。

②通算契約期間または更新回数の上限の明示（対象：有期契約労働者）

- ➔また、更新上限を新設または短縮する場合、その理由を有期雇用労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要とされています。

③無期転換ルール

- ➔無期転換申込権が発生する契約更新時（厳密には無期転換申込をすることができることとなる有期労働契約の締結時）については、「無期転換申込に関する事項」、「無期転換後の労働条件」について労働条件の明示が義務付けられました。
- ➔無期転換後の賃金等の労働条件を決定するにあたって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者および無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項、例えば業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲等について説明する努力義務あり。（告示）
- ➔今回の改正では、この無期転換申込権が発生する契約の更新の際に「無期転換申込に関する事項」と「時期転換後の労働条件」の明示が必要となる上、労働者が無期転換申込権を行使しない場合、契約更新のたびに必要となります。

【対応表 まとめ】

対象労働者	明示のタイミング	追加される明示事項
すべての労働者	すべての労働契約・更新時	○就業の場所の変更と範囲 ○従事すべき業務の変更と範囲
有期契約の労働者	有期労働契約の締結・更新時	○通算契約期間または更新回数の上限の明示
	無期転換申込権が発生する有期労働契約の更新時	○無期転換申込機会の明示 ○無期転換後の労働条件の明示

【助成金】令和5年度エイジフレンドリー補助金についてのご案内

今回はフレンドリー補助金についてご案内いたします。

「令和5年度エイジフレンドリー補助金」とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」といいます。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

支給コースは、①高年齢労働者の労働災害防止対策コースと②コラボヘルスコースになります。

・「高年齢労働者の労働災害防止対策コース」では、高年齢労働者が安全に働けるよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。

・「コラボヘルスコース」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。

各コースの支給要件としましては、以下の通りです。

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	①労災保険加入にしている ②中小企業事業者 ③高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている。	①労災保険に加入している ②中小企業事業者 ③労働者を常時1名以上雇用している （高年齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です）
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工など）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1/2	3/4
上限額	100万円（税抜）	30万円（税抜）
注意事項	<p>※2コース併せての上限額は100万円です。</p> <p>※2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。</p> <p>（月を変えて別々の申請は出来ません）</p>	

また、一部抜粋してコラボヘルスコースについてご紹介させていただきます。

労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象といたしますので、以下の取組が補助対象となります。

・○健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等（オンライン開催、eラーニングなども含む）※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

・○事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入以上となります。お問合せ等御座いましたら当法人までご連絡をお待ちしております。

お問合せは当法人まで

